

2026年度「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）」申込要領

「高等教育の修学支援新制度」は、要件を満たす学生（留学ビザの外国人留学生を除く）を対象にした、授業料等減免と給付奨学金による国の支援制度です。2025年度より、扶養する子供の数が3人以上いる場合の多子世帯支援（授業料等無償化）も始まっています。

授業料等減免、多子世帯への授業料等無償化への申請を希望する場合、日本学生支援機構の給付奨学金を申し込む必要があります。給付奨学金予約採用者は4月16日（木）午前の説明会に参加してください。その他の新生、在校生は、4月16日（木）午後の説明会に参加してください。

説明会に不参加の場合は授業料等減免、多子世帯への無償化を受けられませんので注意してください。

申込資格等

以下の1～4の基準を満たすこと

1. 学業成績等に係る基準（いずれかに該当すること）

【**新生**】

- ①高等学校等における評定平均値が**3.5以上**であること。
- ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
- ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

【**2年生以上**】

- ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における**上位1/2**の範囲に属すること。（要担任確認）
- ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

2. 家計の収入基準（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）

マイナンバーにより2024年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するかで判定します。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	申請者本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	申請者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※）の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	申請者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分	申請者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること
多子世帯	所得制限なし

※ 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額） 100円未満切り捨て

収入基準に該当するかどうかを、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」で予め確認してください。

3. 家計の資産基準

申請者本人と生計維持者の資産額の合計が基準額未満であること

4. その他の基準（入学時期に関する要件や在留資格等）

申込資格は、日本学生支援機構の給付奨学金と同一である為、詳しくは給付奨学金案内を参照のこと。

支援内容

支援区分	入学金減免額	授業料減免額
第Ⅰ区分	150,000 円	590,000 円
第Ⅱ区分	100,000 円	393,400 円
第Ⅲ区分	50,000 円	196,700 円
第Ⅳ区分	37,500 円	147,500 円
多子世帯	150,000 円	590,000 円

- ※ 入学金の減免は、2026年度新入生のみ対象です。
- ※ 入試区分による入学特典やその他進学応援制度により授業料が減免されている場合、その減額後の授業料が減免の対象となります。
- ※ 年度中に支援区分が変わった場合、減免額が変更となります。
- ※ 上記支援区分での減免の重複はありません。多子世帯の方は多子世帯減免額が優先されます。

申込期間

2026年4月17日（金）～5月15日（金） 厳守

提出書類

- ・申請様式1（A様式1）

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

- ※ 町田デザイン&建築専門学校ホームページ<在校生の方>高等教育修学支援新制度 よりダウンロードできます。（注：スマホ版ではなく PC版サイト を開いてください。）

【参考】

- ◇日本学生支援機構ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/>
- ◇高等教育修学支援新制度（文部科学省ホームページ）
<https://www.mext.go.jp/kyufu/>
- ◇進学支援シミュレーター
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【書類提出先・問い合わせ先】

町田デザイン&建築専門学校 学事課（5号館1階）※月～金 8：45～16：30
〒194-0022 東京都町田市森野 1-27-18 TEL：042-726-0235